

物価資料掲載単価の取扱いについて

物価資料掲載単価の取扱いについて、令和6年6月1日から下記のとおりとします。

1. 物価資料掲載単価の取扱いについて

物価資料掲載単価については下記2の掲載価格を優先的に使用します。

【農林水産事務所（農村整備部）及び農林事務所（農村整備部）所管事業】

単価の採用方法については、「土地改良工事積算基準【運用編】」を参照してください。

【農林水産事務所（森林部）及び農林事務所（森林部）所管事業】

単価の採用方法については、「設計積算資料（森林土木関係）」を参照してください。

2. 優先的に使用する物価資料

（一財）建設物価調査会発行の「月刊建設物価」（Web 建設物価）及び「季刊土木コスト情報」

3. 適用

令和6年6月1日から令和7年5月31日までの間に、入札公告又は指名通知するもの。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの間に入札参加資格審査結果を通知するもの。

4. その他

「土地改良工事積算基準【運用編】」を以下の場所で公表しています。

岩国、柳井、周南、山口、美祢、長門、萩の7農林水産事務所及び下関農林事務所

「設計積算資料（森林土木関係）」を以下の場所で公表しています。

岩国、周南、山口、美祢、萩の5農林水産事務所及び下関農林事務所